

# 平成18年度税制改正と会社法改正を踏まえた税理士業務

立正大学法学部  
教授 山下 学

「平成18年度税制改正大綱」(自民党)は <http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2005/pdf/seisaku-018a.pdf> 参照。68頁に及ぶため、本レジュメからは割愛した。

## 1. 平成18年度税制改正案の概要 <<http://www.mof.go.jp/genan18/zei002.htm>>より

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとともに、定率減税を廃止し、併せて法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税・たばこ税等について所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

### 個人所得課税

いわゆる三位一体改革の一環として行う所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲に関し、所得税の税率構造を5%~40%の6段階に改める。

(注)平成19年分以後の所得税について適用する。なお、平成18年度においては、暫定的措置として、所得譲与税により税源移譲を行う。

定率減税(所得税額の10%相当額、限度額12.5万円)は、平成18年分をもって廃止する。

### 法人関連税制

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度について、比較試験研究費を上回る部分の特別税額控除割合に5%を加える措置を講ずる。

情報基盤強化税制として、産業競争力の向上に資する設備等で情報基盤の強化を促すものの取得等をした場合に、基準取得価額の50%相当額の特別償却と10%相当額の特別税額控除を選択適用できる制度を創設する。

**同族会社の留保金課税制度について、同族要件を大幅に緩和し、留保控除額を拡充する等抜本的な見直しを行う。**

税制改正大綱では「十一 その他」に

(1)同族法人の業務を主宰する役員及びその同族関係者等が発行済株式の総数の90%以上の数の株式を有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占める場合等には当該業務を主宰する役員に対して支給する給与のうち給与所得控除に相当する部分として計算される金額は、損金の額に算入しない。ただし、当該同族会社の所得等の金額(所得の金額と所得の金額の計算上損金の額に算入された当該給与の額の合計額)の直前3年以内に開始する事業年度における平均額が年800万円以下である場合及び当該平均額が年800万円超3,000万円以下であり、かつ、当該平均額に占める党外給与の額の割合が50%以下である場合は、本措置の適用を除外する。

交際費等について、損金不算入となる範囲から1人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外する。

中小企業投資促進税制について、対象資産に一定のソフトウェア等を加えると同時に、適用期限を2年延長する。

### 土地・住宅税制

土地の売買等に係る登録免許税について、税率を軽減する措置を講ずる。

既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度を創設する(費用の10%相当額、限度額20万円)。

住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を2年延長する。

## 国際課税

国際的な投資交流の促進、租税回避の防止のための措置を講ずるとともに、租税条約の規定に基づく情報収集制度を拡充する。

## 酒税・たばこ税

酒類の分類を「発泡性酒類」、「醸造酒類」、「蒸留酒類」、「混成酒類」の4種類に大括りするとともに、税率の簡素化を図る（平成18年5月1日から適用）。

たばこ税の税率を1本当たり0.426円（国・地方合わせて0.852円）引き上げる（平成18年7月1日から適用）。

## 社会経済情勢の変化への対応

地震保険料控除を創設する（最高5万円）。

寄付金控除の適用下限額を5千円（現行1万円）に引き下げる。

所得税等の申告書に係る公示制度を廃止する。

給与の源泉徴収票等の電子交付を可能にする。

新たな会社法の制定に伴い、所要の整備を行う。

## その他

相続税の物納制度について、許可基準及び手続の明確化、審査期間の法定等の措置を講ずる。

### 2. 新会社法による「会計参与」

#### < 会計参与制度の概要 >

##### 会計参与の設置

株式会社には、原則として、1人または2人以上の取締役を置かなければならず、また、株主総会以外の機関を設置する場合、定款の定めによって、会計参与等の機関を置くことができる（第326条）。

会計参与は役員であるから、その選任は、株主総会の決議による（第329条）。株式会社と役員（会計参与）との関係は、委任に関する規定に従うものとされている（第330条）。

##### 会計参与の資格並びに兼務の禁止

会計参与の資格者は、公認会計士（もしくは監査法人）または税理士（もしくは税理士法人）でなければならない（第333条1項）。

その場合、監査法人または税理士法人が会計参与に選任されたときは、社員の中から会計参与を選定し、株式会社に通知しなければならない（同条2項）。ただし、兼務禁止規定があり、会計参与を当該株式会社（または、その子会社）の取締役、監査役（もしくは、執行役または支配人）その他の使用人から選定することはできない（同条3項）。

##### 会計参与の職務

##### ・ 計算書類の作成

会計参与の権限として、第一に「計算書類の作成」が挙げられる。ここで会計参与が、取締役と共同して作成する権限の与えられた書類とは、次のものをいう（第374条1項）。

- (1) 計算書類およびその附属明細書
- (2) 臨時計算書類
- (3) 連結計算書類

##### 「会計帳簿の閲覧・謄写権」および「報告を求める権利」

会計参与には、「閲覧・謄写権」、「報告を求める権利」および「子会社調査権」が認められている（第374条）。

#### 監査役等への報告義務

会計参与は、その職務を行うに際して、取締役・執行役の職務の執行に関し「不正行為」または「法令若しくは定款に違反する重大な事実」があることを発見したときは、遅滞なく、これを株主（監査役設置会社にあつては監査役、委員会等設置会社にあつては監査委員会）に報告しなければならない（第375条1項）。

#### 取締役会への出席権・意見陳述権

取締役会設置会社の会計参与は、計算書類、事業報告、附属明細書、臨時計算書類および連結計算書類等の承認をする取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない（第376条1項）。

#### 株主総会での意見陳述権・説明義務

会計参与は、株主総会において、会計参与の選任・解任・辞任について意見を述べることができる（第345条1項）。

#### 計算書類等の保存・開示

会計参与は、計算書類の改ざん等を抑止する目的から、計算書類等を株式会社とは別個に、会計参与の定めた場所（会計参与の事務所等）に備え置くことが義務づけられている。

#### 会計参与の責任

会計参与が、任務を怠ったことによる会社および第三者に対する責任については、社外取締役と同様の規律を適用するものとし、会社に対する責任については株主代表訴訟の対象とすることとされている（第423条）。

### 3．中小企業会計の鍵を握る金融機関の具体策

#### 普及にはインセンティブが必要

中小企業庁の中小企業政策審議会企業制度部会は「中小企業の会計の質の向上に向けた具体的取り組みに関する報告書」を公表した。

この報告書では、「中小企業の会計」を普及させていくために、本人保証や第三者保証を不要とするなどの金融機関等によるインセンティブ構築が必要との認識を示している。中小企業庁がとりまとめた「中小企業の会計」の際にも議論となったが、中小企業に会計基準を適用させるには何らかのインセンティブがなければ事務負担をかけてまで適用しないという意見が大多数を占めていたからである。

#### 債務超過でも融資

最近、地銀、信用金庫、信用組合などの金融機関で、財務諸表の精度が比較的高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取り組みを開始しており、中小企業会計を適用する下地が少しずつながら出てきているようである。

例えば、三井住友銀行では、顧問税理士が日本税理士会連合会の作成した中小企業会計基準のチェック・リストを添付した場合、債務超過であっても、融資の対象とするなどの融資制度を開始している。

なお、以下の表は、金融機関が実施又は検討している財務諸表の精度を確認する仕組み及び具体的に付与するインセンティブである。

#### 一般の税理士の反応は鈍いようであるが

ただし、前記のチェック・リストを添付する税理士の側の反応は少し鈍いようである。これは、仮に、自分がチェックした企業が融資を受けた後に倒産することになった場合、金融機関から税理士賠償責任に問われることにもなりかねないためである。実際、チェック・リストを使うことを躊躇する

税理士も多く、今後は、これらの点を改善していく必要があるようである。

財務諸表の制度を確認する仕組み	具体的に付与するインセンティブ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本税理士会連合会策定のチェック・リストの活用</li> <li>・税理士法第33条の2に規定する書面添付制度の活用</li> <li>・財務会計ソフト会社との連携</li> <li>・税理士からの融資紹介状の活用</li> <li>・提出書類（資金繰り表やキャッシュ・フロー計算書等）の有無や提出頻度を勘案</li> <li>・信用格付けや貸出金利ガイドラインへの定性要因としての反映</li> <li>・公認会計士の監査の活用</li> <li>・保証協会や保証会社との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査機関の短縮</li> <li>・金利優遇</li> <li>・無担保</li> <li>・担保条件の優遇</li> <li>・第三者保証なし</li> <li>・本人保証なし</li> <li>・融資対象先の拡大</li> <li>・融資期間の長期化</li> <li>・融資金額の優遇</li> <li>・手数料減免</li> <li>・審査手続きの簡素化</li> <li>・事業再生支援融資、起業家支援融資における金利優遇</li> <li>・クレジットライン設定</li> </ul>